



不当な知的財産権の権利行使  
に対する救済手段の諸相

北海道大学法学研究科  
田村 善之

## [参考文献]

洪振豪[判批]知的財産法政策学研究23・24号(2009年)

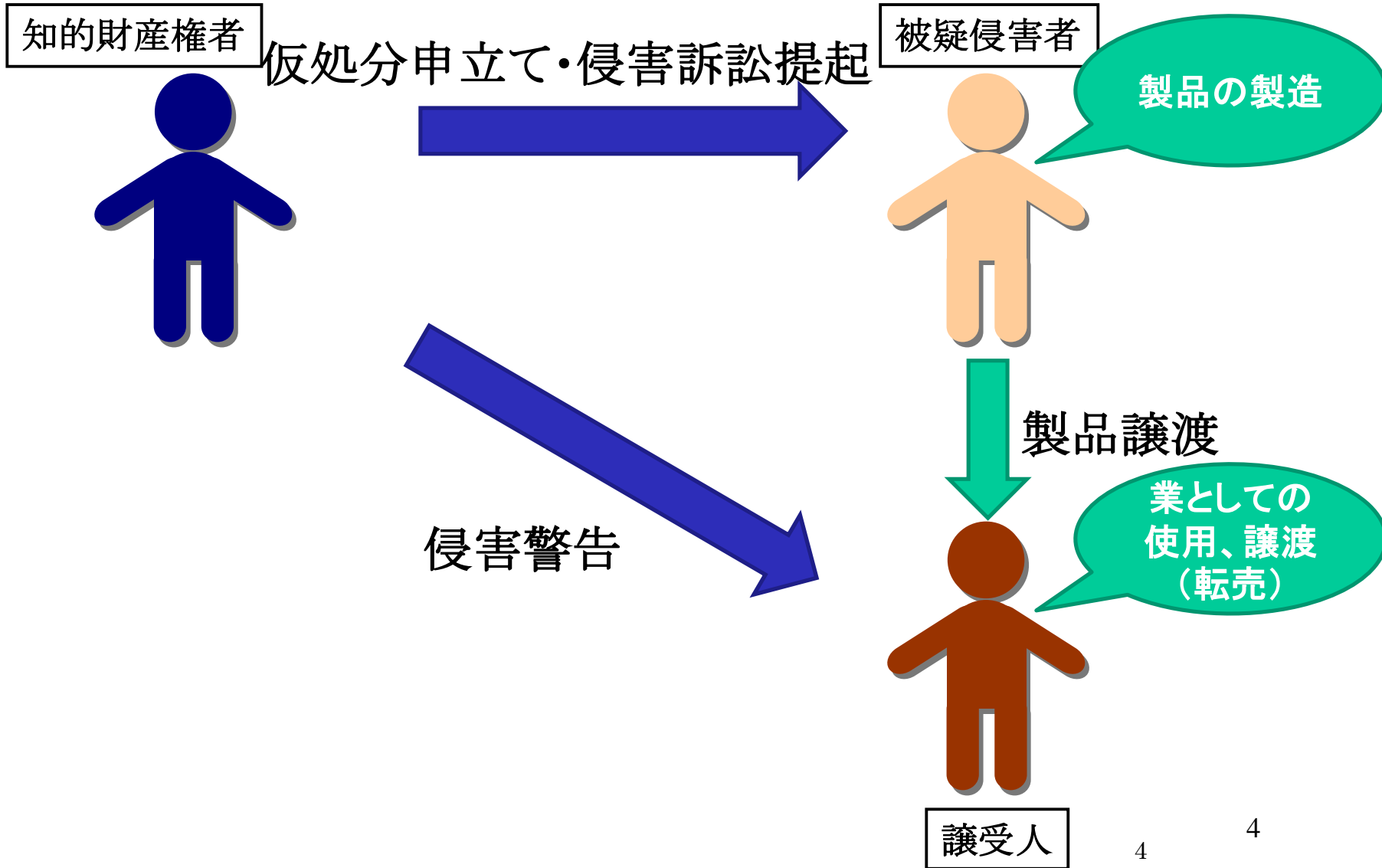
瀬川信久「知的財産権の侵害警告と正当な権利行使(再論)」田村善之編『新世代知的財産法政策学の創成』(2008年・有斐閣)

増井和夫＝田村善之『特許判例ガイド』(第4版・2012年・有斐閣)

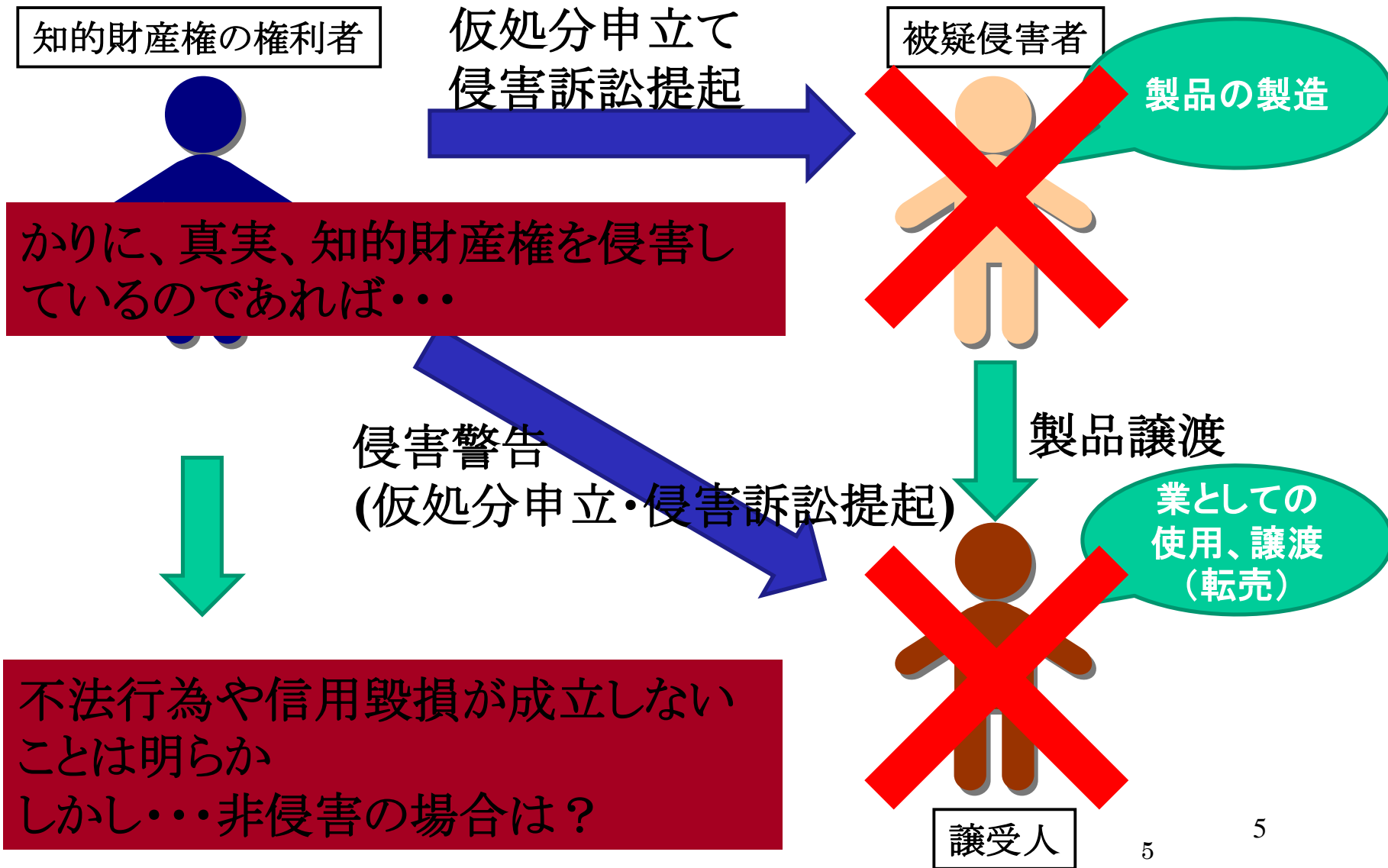
田村善之『不正競争法概説』(第2版・2003年・有斐閣)(改訂作業中)

# 1. 問題の所在

# 1.問題の所在



# 1.問題の所在



# 1.問題の所在

仮処分の申立てor  
訴訟提起  
⇒ 不法行為?

知的財産権の権利者



被疑侵害者



製品の製造

製品譲渡

業としての  
使用、譲渡  
(転売)



譲受人

侵害警告

虚偽の事実?

信用毀損行為(不正競争防止法2条  
項15号)or不法行為(民法709条)?

# [従前の裁判例] 三分説

知的財産権侵害がなかった場合  
(保護範囲外or権利が無効等)

侵害警告           = 差止請求: 厳格責任  
                          損害賠償請求・緩和責任(過失責任)

仮処分申立て   = 厳格責任(過失推定)

本案訴訟の提起 = 原則責任否定

# [近時の裁判例] 合一化傾向?

知的財産権侵害がなかった場合  
(保護範囲外or権利が無効等)

侵害警告 = 緩和責任(権利行使一環説(正当行使説))

仮処分申立て = 緩和責任?

本案訴訟の提起 = 原則責任否定の揺らぎ?



## 2. 不正競争防止法2条1項15号 の規律の一般論

## 不正競争防止法2条1項15号

「競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為」

新不正競争防止法制定(1993年)以降は変化がない(ただし、号数は頻繁に変更されている)

旧不正競争防止法制定時(1934年)から存在した「陳述」「流布」とされていた以外は、現行法の条文の文言とほとんど変わらない

∴旧法下の裁判例は現行法下においても先例たりうる

# 虚偽の事実

「事実」ではない単なる批評や感想，意見の表明

⇒本号に該当しないとされることがある

たしかに・・・

事実であればそれが虚偽かどうか判断することができが、およそ言明というものには虚偽ということを観念しえない抽象的な価値判断がある

このような言明は、その者の価値判断の問題としてこれを禁止しないというのが、法が「事実」を要件としている趣旨であろう

しかし・・・

そうであるとする、逆に虚偽であると判断する内容の言明であれば虚偽の「事実」と認めることが可能となる

∴「事実」という要件は、その言明が「虚偽」かどうかという問題に吸収されると考えてよいのではないか  
(田村善之『不正競争法概説』(第2版・2003年・有斐閣)439～440頁)

なお、刑法233条は「虚偽の風説」と規定するのみで「事実」を要求していない  
(高部真規子「知的財産権を侵害する旨の告知と不正競争行為の成否」ジュリスト1290号94～95頁(2005年)も参照)

東京地判平成24.12.6平成24(ワ)11119[かなめ行政書士事務所]

知財高判平成25.9.25平成25(ネ)100004[同]

証拠等をもって存否を決することが可能な事項は「事実」の摘示に該当すると述べる

東京地判平成27.9.25平成26(ワ)31864[ネット誹  
謗中傷対策]、知財高判平成28.2.24平成27(ネ  
)  
10119[同]

ウェブサイトに弁護士報酬の算定根拠を示したう  
えで「弁護士は料金が高い」等を記載しても、意  
見ないし評価であることを理由に「虚偽の事実」に  
該当しない

←虚偽と判断しえなかった例



知財高判平成25.9.25平成25(ネ)100004[かなめ  
行政書士事務所]

具体的な事実を指摘したうえで、ある仮定の下で  
「弁護過誤」「内容証明料稼ぎ」となりうるという記  
載につき、意見ないし論評に過ぎないとする(東京  
地判平成24.12.6平成24(ワ)11119 [同]を取消す)  
←指摘されている事実には虚偽がなく、ただそれ  
を評価しているに過ぎないとされた例

知財高判平成20.6.24平成20(ネ)10006[カードレスプリペイドサービス]

「同社の特許申請が取得は99.9%以上と表現出来る程に不可能」

という記載につき、特許される可能性が乏しいことの予想や評価を述べるものであり、虚偽の事実には該当しないとす(別途、損害も否定している)

←具体的な表現に鑑みると疑問がある

(原審の東京地判平成19.11.27平成17(ワ)23171[同]は、虚偽の事実としつつ、損害を否定している)

## 「虚偽の事実」とされた例

「模造品」「粗悪品」(大阪地判昭和49.9.10無体集  
6巻2号217頁[チャコピー])

「模造偽造機」「類似品」(大阪地判昭和27.5.29下  
民3巻5号719頁[田所農機])

「真似されました」(大阪地判平成19.6.11平成18(ワ)5437[リーフスプリング])

東京地判平成16.11.24判時1896号141頁[女性ドール用素体]、知財高判平成18.1.25平成17(ネ)10060等[同])

特に法的根拠を明示せず、類似商品であって訴訟を提起する意思がある旨を告知することも、何からの権利侵害があることを告知するものとして、虚偽の事実該当する

## 限界線上の事例

一部勝訴したにすぎないのに、全面勝訴したような印象を与えかねない表現が用いられたという事案で、紛争の当事者の一方が穏当を欠いたり、不正確な表現を使用して他方の非を鳴らしたりする所為は、まま見受けられるところであり、ことさらに虚偽として違法視するには足りないとする判決（東京地判昭和54.4.16判不競1236頁〔印相学〕）

別件訴訟を提起するに至った言い分を説明するために設けられた記者会見における発言につき、その受け手は当該会見に出席した遊戯業界関連のマスコミ関係者と当該発言が掲載された雑誌の読者であるパチスロ機製造販売業者であるところ、背景事情等を予備知識として有している彼らの普通の注意と聞き方、読み方を基準とするならば、誤解されることはないとして、虚偽とは認めなかった判決がある（東京高判平成14.6.26判時1792号115頁〔パチスロ機パテントプール〕）

←紛争当事者のアナウンスは、一般に割り引いて受け取られるから、虚偽の事実を告知、流布したことにはならない、もしくは営業上の信用を害したことにならないとの趣旨と理解すればよいだろう

# 告知・流布

# 告知・流布

典型例：警告文の送付や、虚偽事実の広告

インターネットのウェブサイトに掲載することも「流布」に該当する(東京地判平成24.3.21平成22(ワ)145等[車種別専用ハーネス])

## 本人への告知

信用毀損を主張している本人に対して虚偽の事実を告知しても、本人の信用が害されることはない

∴告知または流布の相手方は原告以外の者である必要がある

(名古屋地判昭和59.2.・27無体集16巻1号91頁[ウォーキングビーム式加熱炉]、大阪地判平成7.8.31判不競1250ノ172ノ168頁[ゴリラぬいぐるみ])



ただし・・・

相手方に対してなした警告が一般不法行為に該当する可能性はある

もっとも、それが権利侵害の警告であった場合には、訴訟提起の法行為該当性に関する判断基準（最判昭和63.1.26民集42巻1号1頁）（後述）と同様の基準の下でその違法性が判断される（大阪地判平成2016.10判時2032号146頁[人と地球に貢献します]）

告知，流布は不特定多数の者に対してなす必要があるか？

特定少数人に対して虚偽の事実を告げた場合においても，他人の口を藉りて順次不特定多数人に伝播する場合には，なお「流布」に該当すると説き，意匠権侵害警告を原告の得意先2社に送付する行為の15号該当性を肯定する判決がある（大阪高判昭和55.7.15判タ427号174頁[階段用迂り止材料]）

他方で・・・

虚偽の事実の唯一の告知先である町が取引を中止しなかったという事案で，本号該当性を肯定し，取引先または第三者に対する陳述、流布の差止めを認容しつつ、損害が生じていないとして損害賠償請求を棄却した判決もある（東京地判平成12.9.19判不競1250ノ172ノ421頁[月の投影器]）

しかし・・・

「流布」に該当しようがしまいが、「告知」に該当すれば本号の要件を満たす

そして、たとえ得意先2社のみに対する行為であり、それ以上に伝播する可能性がなかったとしても、その得意先が抱いている原告の商品等に対する信頼感(=原告の信用)に影響が出る可能性がある以上、本号に該当すると解するに十分である

不特定多数の者に虚偽の事実が広まったかどうかということは、損害賠償や信用回復措置をどの範囲で認めるべきかというところで斟酌すれば足りる

(田村善之『不正競争法概説』(第2版・2003年・有斐閣)442頁)

## 新聞記者の取材に対する応答

「告知」「流布」に該当しないとするもの

新聞記事は記者の取材に基づき新聞社の責任と判断に基づいて報道されることを理由に、取材対象となった被告の陳述，流布に当たらない(東京地判平成2. 12.19判不競1250ノ172ノ26頁[教材ミスプリント])

←原告も確認取材の対象となっていたという事情があるが、いずれにせよ被告の応答内容が虚偽とは認められないとされた事件ではない

## 新聞記者の取材に対する応答

「流布」に該当しうるとするもの

被告が新聞を利用して虚偽の事実を「流布」と構成する判決もある(東京地判平成6.12.6 判不競1250ノ172ノ169 頁[選穀機Ⅱ])。傍論ながら、記者会見につき、東京高判平成14.6.26判時1792号115 頁[パチスロ機パテントプール]も参照)

ただし、新聞記事に原告の反論も掲載されていて、原告を一方的に侵害者とするものではないことが誰にでも読み取れる場合には、記事の内容をもって虚偽の事実ということとはできない、とされた(前掲東京地判[選穀機Ⅱ])

←たしかに、新聞記者のみに虚偽の事実が告知されたとしても、ただちに原告の信用に影響するわけではない(その点で得意先に虚偽の事実が陳述された場合と事情を異にする)

しかし、新聞記事の内容が虚偽でなかった場合には、原告の需要者に虚偽の情報が伝達されなかったので、結局、損害が発生しなかったと理解すれば足りる

## 新聞記者の取材に対する応答

「陳述」に該当しうるとするもの

(結局、過失を否定したが、東京地判平4・4・27知裁集24巻1号230頁[測定顕微鏡])。

他の記者に対しても同様の応答が続く場合には、将来的に、虚偽の報道を誘発するおそれがあるために、差止めを認めるべき場合がある

ゆえに、新聞記者への応答も「告知」に該当するというべきである

(田村善之『不正競争法概説』(第2版・2003年・有斐閣)442頁)

他人

条文上，信用毀損行為により営業上の信用が毀損される「他人」が存在することが必要



∴ 自己の営業について虚偽の事実を流布し自己の営業の信用を高からしめようとする行為は、それが他人の信用を低下させるものでないかぎり、本号の対象となることはない

明治41年に創業したのではない者が自己の営業について「創業明治41年」と表示する行為は、それだけでは本号に該当しない(大阪地判昭和39.5.29不競判646頁[信用交換所大阪本社])

被告の商品は原告の商品の模倣品ではあったが、原告の商品の方は未だ広く普及していたものではなかったという事案において、「電子オルガンの機能のすべてをコンパクトにまとめた新タイプのアコーディオン型電子オルガン」と宣伝する被告の行為について、原告の独創にかかる製品を原告に先駆けて開発したかのように宣伝するものとは認められないから、原告の営業上の信用を害するものではない(東京地判昭和63.7.1判時1281号129頁[チェストロン])

← 前者は・・・

営業の質の誤認行為が不正競争防止法で規律されていなかった旧法下の裁判例。現行法2条1項14号下でも「営業」ではなく「役務」の質の誤認とあるので、本件のような行為は規律の対象外という見解もありうるが、報告者は適用ありと考えている(田村善之『不正競争法概説』(第2版・2003年・有斐閣)418～419頁)

しかし・・・

信用毀損行為を組成する文書等にその他人の氏名，名称が明示されている必要はなく，当該文書を受け取った者が特定の者の商品，役務，営業について事実と反する印象を持てば，それだけで「他人」の営業上の信用が毀損されたというに十分である（名古屋地判昭和59.8.31無体集16巻2号568頁[マグネット式筆入れ]）

e.g. 日本国内で係争装置と同様の装置を製造販売していたのは実質的に原被告の2社だけという状況で，被告が「模倣機」と記載すれば，原告製造販売にかかる装置を意味することは明らかである（大阪地判平成4.2.27判不競1250ノ172ノ38頁[魚卵採取装置]）

これに対して・・・

原告から正孔輸送材料の納入を受けて有機EL素子を製造する業者に対して当該業者が侵害を働いていることを特許権侵害を告知したとしても、原告の「営業上の信用を害する」とはいえないとする判決もある(知財高判平成25.3.25平成24(ネ)10059[有機エレクトロルミネッセンス素子])

← 特許発明に関連する構成に関して原告が提供する材料によって完成品である素子の構造が決まっているのであれば、完成品が特許権侵害品であると告知することは必然的に原告の信用を毀損することになるはずであり、疑問がある(後述する権利行使一環説と同様の価値判断が背後にあると思われる)

# 競争関係

条文上、この信用を毀損される「他人」と信用を害する行為を働いた者との間に競争関係があることが必要

競争関係にない者が行う信用毀損行為であっても民法709条の不法行為は成立するが(競争業者間の紛争であったが、民法709条に基づく損害賠償請求を認容した例に、福岡地判昭62・1・23判不競1250ノ154頁[コンクリートブロックの型枠]), 一般には、民法709条に基づいて差止めを請求することはできないと解されているから(自然人の人格権侵害にも該当する場合は別論), この区別は重要

競争関係にある場合に特に差止請求を認める15号の趣旨をあえて探究すれば、競争関係にある場合には相手方の信用を毀損させることは自己の営業をより有利にすることに直結するから、信用毀損行為に対する誘惑がより強く、その分、差止請求が必要となるというあたりとなるだろうか

∴ 合理性がまったくないとはいえないから、これに対する法の判断は尊重しなければならず、競争関係の要件を無視することはできないが

一般人に比して質的に誘惑が強いと認められる関係があれば、競争関係を肯定する

e.g. 弁護士と行政書士の間で競争関係を肯定(東京地判平成24.12.6平成24(ワ)11119[かなめ行政書士事務所])

e.g. ブルーレイディスク販売業者が参加するパテントプールを管理運営する団体につき、自ら販売していないとしても、競業者の代理人的立場にあるとして、競争関係を肯定(東京地判平成27.2.18判時2257号87頁[TDK Life on Record])

e.g.原告(株式会社)が特許権を侵害しているとの虚偽の事実を告知した被告特許権者が競合製品(液晶ディスプレイ)を製造販売していないために、原告と競争関係にないのではないかということが問題となった事件で、被告の目的に液晶ディスプレイの製造、販売等が掲げられていることを理由に、競合が生じるおそれがあるとする判決(個人の発明家とは区別される旨を説きつつ、東京地判平成18.3.24判時2028号125頁[アクティブマトリクス型表示装置])



## 会社の代表者等

虚偽事実を告知，流布した者が，競争会社の役員等であった場合，個人である役員等が被告として訴えられることがあり、被害企業との間で競争関係を認めうるかが争点となりうる

ただし・・・

いずれにせよ、競争会社が信用毀損行為をなしていると評価される場合には、その役員について会社法429条1項に基づき損害賠償を請求することは可能である(東京地判平成22.7.2平成21(ワ)5988[ヤング]、知財高判平成23.6.23判時2120号15頁[同]、東京地判平成27.9.17平成25(ワ)19974等[FEXER OX]、東京地判平成29.1.26平成27(ワ)17716)[ハートウイング])

∴ 役員について競争関係を肯定する実益は、役員に対する差止めをも認めうるところにある

# 会社の代表者等

## 競争関係否定

代表取締役について競争関係否定(大阪地判昭和58.10.21判不競1250ノ63頁[自動開閉洋傘]、東京地判平成29.1.26平成27(ワ)17716)[ハートウイング])

# 会社の代表者等

## 個人経営の場合に競争関係肯定

行為者が代表取締役をつとめる会社は行為者の個人経営にかかり、行為者と会社は実質的に同一の立場にあると解されることを理由として、競争関係を肯定(大阪地判昭和54.6.29判不競1248頁[階段用迂り止材料]、大阪高判昭和55.7.15判タ427号174頁[同])

## 会社の代表者等

限定を付することなく一般的に競争関係肯定

会社の取締役会長(当該会社に独占的通常実施権を許諾していることも斟酌したが、大阪地判平成19.2.8平成17(ワ)2668 [印鑑基材])

代表取締役(大阪地判平成25.1.31平成23(ワ)7407[繰り出し容器]、東京地判平成25.12.19平成23(ワ)30214[センサ付き省エネルギーランプ]、東京地判平成26.12.18判時2253号97頁[流量制御弁](損害賠償請求))

取締役(東京地判平成24.3.28平成21(ワ)34479[植物ミネラル](損害賠償請求))

競争関係にある会社の役員の場合、信用毀損行為に対する誘惑の強さという観点からは、質的に会社が信用毀損行為をする場合と異なることが多いだろう

∴ 実際に会社役員が信用毀損行為に及んでいる場合には、本号が競争関係を要求している趣旨に鑑みて、競争関係を肯定すべき

## (参考論点)役員等の行為を会社の行為と評価しうるか

以上は、会社の役員を被告として訴えることができるかという論点に関するものであったが、競争会社を被告として訴える場合でも、被告会社の役員や従業員が行った行為を被告の行為と評価しうるのかということが問題とされることがある

被告会社の名義で文書が流布されることが多く、そのためか、この点が争点となることはほとんどないが・・・

それでも、裁判例のなかには、被告代表者が個人として行った行為であることを理由に(別途、被告代表者の言動では信用は毀損されないともしているが、東京地判平成12.12.21判不競874ノ677頁[虎屋黒川])、あるいは被告の取締役が取引先に原告を退職した経緯を語ったに過ぎないことを理由に(大阪地判平成23.4.28平成21(ワ)7781[エース神戸])被告法人の業務として行ったものとは認められないとする判決がある

しかし、これらの理屈の下では、下手をすると誰にも差止めを請求しえないことになりかねない

∴ 代表者等についても競争関係を肯定するとともに、代表者や従業員が業務に関連してなした行為である以上、法人の責任も否定されえないと解すべきである

⇒ 使用者責任はもとより、他の従業員に同種の行為をなさせることのないよう、差止めにも服する義務を認めるべき

## 幫助者に競争関係があるに止まる場合

告知、流布行為を行った本人ではなく、それを幫助する者に競争関係があるに止まる場合に、15号の競争関係を肯定しうるかという論点がある。行為への誘惑が強いために特に差止められるべきは幫助者であって直接の行為者でないのだから、幫助者が直接の行為者で(も)あると評価されるものでない限り、本号の成立を否定し、一般の不法行為による処理に委ねるべき

裁判例では、原告パチスロ遊戯機製造販売業者の信用を毀損する書籍を出版した訴外出版社は原告と競争関係になかったが、同書籍を多数を買い取り、名簿を提供して、全国のパチンコ店等に頒布する行為に加担した被告はパチスロ遊戯機製造販売業者であったという事案で、被告は出版については直接の行為者に競争関係がないとしても(東京地判平成21.4.27判時2051号132頁[アルゼ王国の闇])、頒布(=「流布」に該当する)に関しては被告が直接の行為者であると評価しうるとして、本号の成立を肯定したものがある(知財高判平成23.3.8平成21(ネ)10043[同])



# 差止請求

## 再発のおそれがないければ差止請求は棄却される

e.g. 既に特許されている以上、特許される見込みがないとの文書が再び配布されるおそれはない(東京地判平成19.11.27平成17(ワ)23171[カードレスプリペイドサービス])

しかし・・・

違反行為を停止しているとしても、被告が不正競争防止法違反を争っている場合には、特段の事情がない限り、なお差止めの必要性は失われていないと判断される(知財高判平成18.10.18平成17(ワ)10059[キシリトールガム]、東京地判平成23.11.8平成21(ワ)24860[木屋ガス・エナジー])

e.g. 現在、被告が侵害警告を中止しているとしても、原告製品が侵害か否かを争っており、訴訟の帰趨を見定めるために警告を差し控えているにすぎない場合には、信用毀損行為を再開するおそれがあるので、差止めの必要性は失われていない(大阪地判平成6.10.27判不競1250ノ172ノ161頁[開き戸装置])

特段の事情として、  
口頭弁論終結時より15カ月前に問題の比較広告が削除されたこと(東京地判平成20.12.26判時2032号11頁[黒烏龍茶])、  
2年以上、問題の文書を送付していないこと(知財高判平成29.2.23平成28(ネ)10009[吸水パイプ])を斟酌して差止請求を棄却する判決がある

←別途、損害賠償請求を認容したり(前掲東京地判[黒烏龍茶])、その審理に立ち入ったりしている(前掲知財高判[吸水パイプ])ことに鑑みると、あえて差止請求を棄却する実益があったのか、疑問

さすがに...

警告者の当該知的財産権の保護期間が経過した場合には、さすがに再び告知行為を行うおそれはないとされるが((大阪地判昭和49.9.10無体集6巻2号217頁[チャコピー], 2条1項3号にかかる事案で, 大阪地判平成10.11.26判不競1250ノ172ノ330頁[モデルガンI]),

それも事案しだいであり,

特許権の存続期間満了や登録料不納付による消滅後も, 虚偽の事実の陳述, 流布のおそれはあるとして差止めが認容されることもある(大阪地判昭和52.12.21判タ361号331頁[封筒輪転製袋機], 大阪地判平成2.9.13無体集22巻3号573頁[模型用エンジンスターター], 大阪高判平成3.6.20知裁集23巻2号481頁[同])

# 損害賠償請求

## 過失の認定

過失は、関与した個人を特定することなく、法人全体について適切な調査が行われていたのか否かという形で判断されるのが通例である

⇒主観的態様というよりは、なすべきことをなしているかという注意義務違反の問題として運用されている(参照、大阪地判平成22.1.28平成20(ワ)10879[@ろうむ]、東京地判平成23.4.20平成21(ワ)11566[サーブコープジャパン]、大阪地判平成27.2.19平成26(ワ)3119[発光ダイオードⅡ]、東京地判平成29.3.16平成27(ワ)37329[GPSシステム端末及びソフトウェア])

# 逸失利益

逸失利益の賠償に関しては、信用毀損行為がなければ、原告はどれだけの売上げを得ることができたのかということ(因果関係の問題)を厳密に証明することには困難がつきまとい、否定例が多い



もっとも...

近時は、因果関係を肯定し、逸失利益の賠償を認める判決が次第に増えてきている

e.g.既に受注が予定されていた取引先が侵害警告を受けて取引を取りやめた経緯が具体的に認定できる場合(前掲東京地判[有機性物質を含む排水の処理方法]、大阪地判平成17.9.22判時1935号148頁[レンジフードのフィルタ装置]、大阪地判平成19.2.8平成17(ワ)2668 [印鑑基材]、東京地判平成24.3.21平成22(ワ)145等[車種別専用ハーネス])

e.g. 被告が告知行為後に原告と入れ替わる形での同一顧客に対して継続的な取引を開始した場合(東京地判平成22.9.29平成21(ワ)46045[雄ねじ部品]、知財高判平成25.9.10判時2207号76頁[マーカー])

## 不正競争防止法9条 (相当な損害額の認定)

「不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。」

## 不正競争防止法9条の活用例

e.g. 「弁論の全趣旨」と一言したうえで、100機分を逸失したと認定する判決(原告主張にかかる逸失利益額は700台弱分相当であったという事案で、東京地判平成17.12.13判時1944号139頁[動く手すり])

e.g. 売上減少額を2000万円程度とし、そこに限界利益率35%を乗じて逸失利益額とする判決(東京地判平成19.5.25判時1989号113頁[ローソク])

# 無形損害

信用毀損行為による無形損害の賠償が認められることも多い

1400万円(原告2名合計で、前掲東京地判[養魚飼料用添加物]、前掲知財高判[同])

1000万円(大阪地判平成4.2.27判不競1250ノ172ノ38頁[魚卵採取装置]、前掲東京地判[有機性物質を含む排水の処理方法])

600万円(東京地判平成6.12.6判不競1250ノ172ノ169頁[選穀機Ⅱ])

500万円(原告が著名な会社であること等を斟酌して、大阪地判昭和60.5.29判時1174号134頁[アルバム台紙]、東京地判平成24.3.21平成22(ワ)145等[車種別専用ハーネス])

400万円(東京地判平成27.9.29平成25(ワ)30386等[タタミ染めQ])

300万円(東京地判平成6.12.26判不競1250ノ172ノ202頁[家庭用浄水・活水器]、東京高判平成7.7.19判不競1250ノ172ノ224頁[同]、前掲京都地判[組帯]、前掲東京地判[鞆用横襠芯]、前掲東京地判[女性ボール用素体]、大阪地判平成26.7.17平成23(ワ)9238等[アドバンテク](原告2社分))

250万円(東京地判平成22.7.2平成21(ワ)5988[ヤング])

200万円(東京地判無体集13巻2号952頁[タクシー用社名表示灯], 前掲名古屋地判[マグネット式筆入れ], 東京地判平成13.8.28判時1775号143頁[パチスロ機パテントプール]、東京地判平成16.6.23判時1868号131頁[耐震補強金具]、東京地判平成17.12.13判時1944号139頁[動く手すり]、前掲大阪地判[生理活性物質測定法Ⅲ]、前掲東京地判[ローソク](別途、700万円の逸失利益額が認められている)、大阪地判平成20.5.20平成16(ワ)1091他[ミスターアドバンス]、知財高判平成23.3.8平成21(ネ)10043[アルゼ王国の闇]、東京地判平成23.4.20平成21(ワ)11566[サーブコープジャパン]、東京地判平成24.3.28平成21(ワ)34479[植物ミネラル](「慰謝料」名目))

150万円(名古屋地判平成5.2.7判不競1250ノ172ノ142頁[ペーパーコア]、大阪地判平成16.12.16平成15(ワ)6580[香醋]、前掲大阪地判[リーフスプリング]、大阪地判平成25.1.31平成23(ワ)7407[繰り出し容器])

120万円(不法行為と構成しつつ、東京地判平成14.4.24平成11(ワ)6249[木造家屋の外壁下地構造])

100万円(大阪地判昭58・4・27判タ499号181頁[加圧式ニーダー], 大阪地判平元・9・18判不競1250ノ154ノ6頁[パイプライン], 大阪地判平2・9・13無体集22巻3号573頁[模型用エンジンスターター], 大阪地判平2・10・9判不競1250ノ172ノ11頁[ゴールドプラズマ], 前掲東京地判[ナポレオン・ヒル・プログラムⅠ], 大阪地判平成16.5.20平成14(ワ)3030等[昇降機保守点検]、東京地判平成20.12.26判時2032号11頁[黒烏龍茶]、知財高判平成25.8.28平成25(ネ)10018[繰り出し容器]、東京地判平成27.9.17平成25(ワ)19974等[FEXER OX]、大阪地判平成27.2.19平成26(ワ)3119[発光ダイオードⅡ]、東京地判平成29.1.26平成27(ワ)17716[ハートウイング]、別途, 約52万円の逸失利益が認められた事件で, 前掲大阪地判[モデルガンⅠ])

80万円(大阪地判平成27.3.26判時2271号113頁[安定高座椅子])

60万円(東京地判平成26.12.18判時2253号97頁[流量制御弁])(原告2社分)

50万円(前掲大阪地判[包装豆腐]、大阪地判平成11.12.21平成10(ワ)14101[呼び線]、前掲大阪地判[レンジフードのフィルタ装置](共同被告2人分)、東京地判平成24.12.6平成24(ワ)11119[かなめ行政書士事務所]、東京地判平成29.3.16平成27(ワ)37329[GPSシステム端末及びソフトウェア])

30万円(大阪地判昭54・6・29判不競1248頁[階段用迂り止材料]、前掲東京地判[ナポレオン・ヒル・プログラムⅡ]、大阪地判平成17.9.26平成16(ワ)12713他[バイオセリシン美容石鹸]、東京地判平成23.11.8平成21(ワ)24860[木屋ガス・エナジー]、大阪地判平成28.10.27平成27(ワ)10522等[エプソンIC6CL50互換のリサイクルインクカートリッジ])

20万円(大阪地判平成19.7.26平成18(ワ)4490[エステクリス])

10万円(大阪地判平成22.1.28平成20(ワ)10879[@ろうむ](虚偽部分や配布会場が限られていること等を斟酌)、大阪地判平成23.4.28平成21(ワ)7781[エース神戸])



毀損された信用を回復するのにどの程度の宣伝  
広告費が必要になるのか、という尺度で賠償額を  
見積もれば、多少なりとも合理的な金額を弾き出  
しうる？

(田村善之『不正競争法概説』(第2版・2003年・有  
斐閣)454～455頁)

# 謝罪廣告請求

謝罪広告請求(7条)に関しては、15号違反が認められたとしても、大半の事例で、信用回復措置をとるまでの必要はないとして請求が棄却されている

虚偽の事実を認めた判決が公表されるのであれば、さらに、広告まで打つ必要はないということなのであろう(明言するものに、大阪地判平成25.1.31平成23(ワ)7407[繰り出し容器])

しかし...

違反行為が取引先への警告ではなく、虚偽事実の広告であった場合には、同一の雑誌に訂正広告を掲載することが有効な救済手段となりえるから、積極的にこれを認容すべきであろう(謝罪広告の認容例に、大阪地判平成19.6.11平成18(ワ)5437[リーフスプリング])

また、違反行為が警告文の送付であった場合でも、虚偽の事実の告知先への訂正文の送付という措置はもっと考えられてよいだろう(認容例として、大阪地判平成20.5.20平成16(ワ)1091他[ミスターアドバンス]、謝罪広告の請求に訂正文の送付の請求も含まれていると解し、その限度で認容する判決として、東京地判平成19.5.25判時1989号113頁[ローソク])

もっとも、判決で虚偽の事実と認定されたことを斟酌して、その必要性なしとする判決もある(東京地判平成16.3.15判時1871号113頁[有機性物質を含む排水の処理方法]、東京地判平成27.9.29平成25(ワ)30386等[タタミ染めQ])

### **3. 知的財産権侵害警告に関する 従前の裁判例(三分説)**

# [従前の裁判例] 三分説

知的財産権侵害がなかった場合  
(保護範囲外or権利が無効等)

本案訴訟の提起＝原則責任否定

仮処分申立て ＝ 厳格責任(過失推定)

侵害警告 ＝ 差止請求: 厳格責任  
損害賠償請求・緩和責任(過失責任)

# 本案訴訟の提起＝原則責任否定

# 本案訴訟の提起＝原則責任否定

∴ 裁判を受ける権利(憲法32条)の行使を過度に萎縮させてはならない



## 最判昭和63.1.26民集42卷1号1頁

土地測量結果に誤りがあり損害を被ったとして、土地所有者であるYが土地家屋測量士であるXに対して損害賠償を請求した前訴において、Y敗訴の判決が確定(Xに測量を依頼したのはYではなく訴外人であり、YはXに対して委任、請負い等の契約上の債務はもちろん、不法行為責任も負わないとする)

⇒ XがYの不当提訴により損害を被ったとしてYに対し損害賠償を請求

原判決は、Yは測量の依頼の経過を容易に確認し得たことを理由に不法行為責任を肯定

最判昭和63.1.26民集42卷1号1頁

原判決破棄、請求棄却の一審判決を支持

「法的紛争の解決を求めて訴えを提起することは、原則として正当な行為であり、提訴者が敗訴の確定判決を受けたことのみによって、直ちに当該訴えの提起をもって違法ということとはできない」

「訴えの提起が相手方に対する違法な行為と言えるのは、当該訴訟において提訴者の主張した権利または法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものである上、提訴者が、そのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知りえたといえるのに、あえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られる」

## 知的財産権に関する裁判例も昭和63年最判を踏襲

侵害訴訟を提起すること自体は、それが著しく相当性を欠くものでない限り、不法行為には該当しない(大阪地判平成8・2・29判時1573号114頁[ガス感知素子]、大阪地判平成5・7・22判例工業所有権法[2期版]5479頁[田畑用発芽助長保護マット]、東京地判平成12.1.31判例工業所有権法[2期版]2269の46頁[整腸剤]東京地判平成16・3・31判時1860号119頁[鞆用横襠芯]etc...)

侵害行為の停止を要求した被告の言動に特に悪質であることを認めるに足る事情がないとする判決もある(広島地福山支判平成7・1・18判例工業所有権法[2期版]2037の20頁[編手袋])

⇒ この基準の下では、責任が肯定されるのは、極めて例外的な事情がある場合に限られる

その数少ない例として...

東京地判平成19.1.31平成18(ワ)26612[放電焼結装置]  
、知財高判平成19.8.28平成19(ネ)10015[同]

特許権侵害を否定する確定判決等により認められなかった請求と実質的に同一の請求に基づく訴訟提起は不法行為に該当するとして、再度の応訴のために委任した弁護士費用等の賠償請求を認容

**仮処分の申立て＝厳格責任**

## 仮処分の申立て＝原則責任肯定

保全処分は迅速性の要請が強く、厳格な判決手続によらず、原則として口頭弁論を経ない決定手続により行われる

申立の要件は疎明されれば足りる  
(書証のみ、証人尋問はなされない)

係争物に関する仮処分では密行性の要請があるため、審尋を行わなくてもよい

⇒ 債務者の手続保障は判決手続に比べて不十分

∴ このような手続きを利用する以上、非侵害となった場合には原則として責任を負担すべきである

(もともと、こうした仮処分の手続きに関する一般論は、仮処分の本案化現象が認められる満足的仮処分にはただちに妥当しない(後述))

## 最判昭和43.12.24民集22巻13号3428頁

XはY会社が係争整地工事を担当すると思い込んだため、Yに仮処分を提起し仮処分の命令である仮処分決定書（土地の占有を執行吏の保管とし土地内の埋立て整地等一切の行為を禁止）を得てそれを執行したところ、工事施行者がYであると認定できないとされ、仮処分の異議手続きと本案訴訟いずれもXの敗訴が確定  
⇒ YがXに対し不法行為を理由に損害賠償を請求

最判昭和43.12.24民集22卷13号3428頁  
過失推定責任説

「仮処分命令が異議もしくは上訴手続において取り消され、あるいは本案訴訟において原告敗訴の判決が言い渡され、その判決が確定した場合には、他に特段の事情のないかぎり、右申請人において過失があったものと推認するのが相当である」

もっとも、当該事案の解決としては過失を肯定した原判決を取消し、事件を原審に差戻した

「仮処分の相手方とすべき者が、会社であるかその代表者個人であるかが、相手側の事情その他諸般の事情により、極めて紛らわしいため、申請人においてその一方を被申請人として仮処分の申請をし、これが認容され、かつその執行がされた後になって、他方が本来は相手方とされるべきであったことが判明したような場合には、...相当な事由があったものというべく、仮処分命令取消の一事によって、直ちに申請人に過失があるものと断ずることはできない」



昭和43年最判は、仮処分命令を得ていたという  
事案であったが、  
学説や裁判例のなかには、仮処分命令に至って  
いなくとも、仮処分の申立てについても過失推定  
説を適用するものがある  
cf. 洪振豪[判批]知的財産法政策学研究23号305  
頁(2009年)

## 知的財産権に関する裁判例も昭和43年最判を踏襲

東京地判平成14.12.17平成13(ワ)22452[氷成形装置]  
YがXらの製品が特許権を侵害するとして、装置の生産  
譲渡差止の仮処分決定を得たが、後に当該特許権が無  
効であることが確定

[判決]

先行技術を調査するなどしていれば、無効事由の存在  
を認識することが可能であったというべきであることを理  
由に、

Yが無効な特許権に基づき仮処分を得たことは違法であ  
り、過失の推定を覆すに足りる特段の事情が存在したと  
認めることができないとして、Xらの損害賠償請求を認容

## その他の責任肯定例

東京地判昭和40.10.19判タ188号213頁[コンクリート仮枠  
締付金具]

名古屋地判昭和49.1.25判時746号70頁[豎型真空土管  
機]

大阪地判平成7.4.13平成5(ワ)2996[ジョイント式コンクリ  
ート型枠用セパレータ](特許ニュース9161・9165・9167・  
9170号)

東京高判平成17.1.31平成16(ネ)2722[建築足場装置]  
他多数

**侵害警告＝厳格責任(差止)と過失責任(損害賠償)**

## 従前の裁判例のアプローチ

特許権者が単に相手方に対して侵害の停止を求めるだけではなく、

その取引先に侵害品であるという警告をなしたり、相手方が侵害者であると広告した場合、

その後、問題の製品が特許権の権利範囲外であることが判明したり、特許権が無効とされた場合には、

⇒特許権を侵害していないのに侵害しているという虚偽の事実を流布し、信用を傷つけたと評価しうる

∴不正競争防止法2条1項15号の信用毀損に該当する

## 東京地判昭和47.3.17無体集4巻1号98頁[フイゴ履サンダル]

実用新案権について専用実施権の設定を受けた被告が、原告らの商品が権利を侵害するものであるとして、原告らや原告らの取引先に内容証明郵便で通告し、業界紙に原告らの商品が実用新案権に抵触していることを知らせる広告を掲載した

[判決]原告らの商品は実用新案の技術的範囲に属さないため、被告の前記行為は不正競争防止法上の信用毀損行為に該当する

## その他の信用毀損該当性肯定例

大阪地判昭和61.4.25無体集18巻1号89頁[包装豆腐]

大阪地判平元・9・18判不競1250ノ154ノ6頁[パイプライン]

名古屋地判平成5.2.17平成3(ワ)92834[ペーパーコアによる芯材の製造方法]

大阪地判平成7.8.31平成2(ワ)8704等[ぬいぐるみ]

大阪地判平成12.10.31平成10(ワ)5090P[段ボールシート用印刷機]

他多数

もつとも、過失が推定されるわけではないので、事案に鑑みて、過失が否定される場合もないわけではない  
⇒ 仮処分の申立てよりは相対的に責任が緩い

特許庁の技術的範囲についての判定を信頼した場合(大阪地判昭和53.12.19無体集10巻2号617頁[戸車用ビニール・レール])

進歩性の判断が困難であった場合(大阪地判昭61・4・25無体集18巻1号89頁[包装豆腐](無効審決送達後の警告については過失を肯定))

被告が製造方法を変更していたことを知らなかった場合(東京地判昭和59.10.26判タ543号222頁[ダイヤモンド合成法等])  
ただし、単に弁理士や弁護士に相談したというだけでは、一般に過失が否定されることはない(大阪地判昭60・5・29判時1174号134頁[アルバム台紙]、名古屋地判平5・2・7判不競1250ノ172ノ142頁[ペーパーコア]、大阪地判平2・10・9判不競1250ノ172ノ11頁[ゴールドプラズマ]、大阪地判平13・9・25判不競1250ノ172ノ490頁[Q N's MODE])



## 反対説

土肥一史「営業誹謗行為としての権利侵害警告」工業所有権法学会年報5号(1982年)

条文にはない「違法性」要件を課し、責任が成立する場面を緩和すべきである旨を説く

∴特許権等の権利範囲の判断や無効かどうかという判断には微妙なものがある

かえって、かりに権利が侵害されていたとしたならば迅速に警告などの手段で自己の損害が拡大することを防ぐ必要がある  
しかるに、これが非侵害とされると信用毀損行為の責任を課されるのでは、権利者にとって酷である

⇒信用毀損行為に該当するためには、警告として必要な限度を超えていたことが必要である

しかし・・・

問題となるのだから、侵害品でないことが明らかになった以上、差止請求に関しては、現在および将来の信用毀損行為の差止めが差止めを認めるべきであり、特許権者にとって酷とはいえない

∴差止請求が問題となっている場合には過去に侵害の判断が困難であったかどうかということや相当な手段を用いていたかどうかということを考えることなく、差止めを認めるべきであって、条文にない要件を付加してまで信用毀損行為該当性を絞る必要はない

損害賠償請求に関しては、過失の判断となるが、ノーリスクで侵害警告を許容することは過度の自力救済を誘発することになりかねない

∴原則として責任を肯定すべきである

田村善之『不正競争法概説』（初版・1994年）[第2版・2003年]

## 4. 信用毀損行為に関する裁判例 の転換

# 「虚偽の事実」該当性否定例

## 「虚偽の事実」に該当しないとする判決

東京地判平13・8・28判時1775号143 頁[パチスロ機パテントプール]

他人の製品が特許権侵害であると告知するのではなく、他人に対して特許侵害訴訟を提起したという事実を告知する場合には、虚偽とはいえない(傍論)

東京高判平14・6・26判時1792号115 頁[同]

雑誌の読者がパチスロ機の製造販売業者等の関係者であって双方の言い分に対立があるという予備知識を有しており、そうした読者の普通の注意と読み方を基準にした場合には、虚偽の事実にあたらない

## 「虚偽の事実」該当性否定例

仮処分を申立てた旨を公表し、それがインターネット上のものを含む新聞に掲載された場合（東京地判平成18.7.6判時1951号106頁[養魚飼料用添加物]、知財高判平成19.5.29平成18(ネ)10068他[同]）

仮処分申立ての事実やその申立内容、主張を報道機関に発表する場合（知財高判平成19.10.31判時2028号103頁[アクティブマトリクス型表示装置]）

これらの裁判例の見解に立脚する場合には、実際に仮処分が申立てられていたり、侵害訴訟が提起されていたりした場合、その事実を告知するものである限り、権利行使一環説のように、正当な行為であるか否かを吟味するまでもなく、責任が否定されることになる

もつとも...

数は多くない(最近はみかけなくなっている)

裁判例の主流は、むしろ次に述べる権利行使一環説

# 権利行使一環説(正当行為説)の 登場



東京地判平13・9・20判時1801号113 頁[磁気信号記録  
用金属粉末],

東京高判平14・8・29判時1807号128 頁[同]

特許権等の場合には侵害製品を販売している者も侵害者に該当するから、問題の製品の取引先に警告状を送付する等の行為は、知的財産権の「権利行使の一環としてなされたもの」として許容される

ただし、「その実質が、むしろ、競業者の取引先に対する信用を毀損し、当該取引先との取引ないし市場での競争において優位に立つことを目的としてされたものであると認められる場合」(控訴審判決の説示)には別論

## これを踏襲する裁判例

東京地判平成16・1・28判時1847号60頁 [携帯接  
楽] 他多数

この理を用いて、差止請求も棄却する裁判例もある

東京地判平成16・8・31判時1876号136頁 [情報  
処理装置及び情報処理方法]

東京地判平成14・12・12判時1824号94頁 [洗い米  
の製造方法] (傍論)

## 従前の裁判例と同様の基準を踏襲するもの

東京地判平成16.3.15判時1871号113 頁[有機性物質を含む排水の処理方法](十分な事実調査をなしているか否かや警告の相手方の選択等の事情を、過失の有無を吟味する際に斟酌)

大阪地判平成19・2・8平成17(ワ)2668[印鑑基材](出願中、登録前の時点での警告であったという事情があった)、また控訴審の知財高判平成21・3・11平成19(ネ)10025[印鑑基材]

東京地判平成24.5.29平成22(ワ)5719[有機エレクトロルミネッセンス素子](過失否定)

ただし、数は少ない

## 知財高大合議判平成25.2.1判時2179号36頁[ごみ貯蔵機器] 権利行使一環説を採用(損害賠償請求事件)

侵害警告当時、意匠権は侵害していなかったが、警告にかかる通知書送付の3カ月余り後に登録された特許権侵害が肯定されたという事案

「本件通知書の送付は、原告が**知的財産権の行使の一環**として行ったものであり、被告の信用を毀損して原告が市場において優位に立つことを目的としたものとはいえず、内容ないし態様においても社会通念上著しく不相当であるとはいえず、**権利行使の範囲を逸脱するものとはいえない**。また、イ号物件は、本件意匠権を侵害するものではないが、原告が、イ号物件を本件登録意匠の類似の範囲に含まれると解したことに全く根拠がないとはいえないなどの諸事情を総合考慮すれば、原告の告知行為を違法であると評価することはできない」

なお、狭い意味では知的財産「権」には含まれない不正競争防止法違反を理由とする警告に関しては、権利行使一環説ではなく、かつての裁判例と同様の処理がとられている判決がある

不正競争防止法2条1項3号につき、大阪地判平成16.12.16平成15(ワ)6580[香醋]、東京地判平成24.3.21平成22(ワ)145等[車種別専用ハーネス]

不正競争防止法2条1項1号につき、大阪地判平成28.10.27平成27(ワ)10522等[エプソンIC6CL50互換のリサイクルインクカートリッジ]

しかし、不正競争防止法違反を理由とするものであっても、他者の行為を止める権利であることに変わりはなく、一般の知的財産「権」侵害警告と異なる取扱いとすることに合理的な理由を見いだすことは困難であろう。

反対説からの疑問その1: 差止請求の取扱い  
田村善之『不正競争法概説』(2003年・有斐閣)  
鈴木將文[判批]判例時報1870号(2004年)

権利行使一環説の下、差止請求まで棄却するべきではないのではないか

∴ 裁判で知的財産権を侵害しないことが明らかになった以上、将来的には侵害警告を止めてもらう必要がある

# 権利行使一環説からの再反論

三村量一＝平津慎副[判批]知財研フォーラム92  
号76頁(2013年)

裁判所による権利非侵害の判断以降はもはや正当な権利の行使とはいえず、本号該当性は否定されない

しかし・・・

裁判例では、権利行使一環説の下、差止請求をも棄却するものがある

とはいうものの・・・

侵害が否定されてもなお警告に及ぶような強者はごく稀であるので、議論の実益はそれほど大きくない



# 反対説からの疑問その2: 損害賠償請求の取扱い

田村善之『不正競争法概説』(2003年・有斐閣)  
鈴木將文[判批]判例時報1870号(2004年)

損害賠償請求については過失を否定すれば足りるから、あえて不正競争防止法2条1項15号の条文にない要件を課す必要はないのではないか

権利行使一環説からの再反論  
三村量一＝平津慎副[判批]知財研フォーラム92  
号76頁(2013年)

過失判断と異なり、当事者の主観的事情以外の  
諸事情を考慮しうることにメリットとなる

しかし・・・

裁判例における具体的な認定の場面では過失はもはや客観化しており、主観的態様ではなく注意義務違反の問題とされている

cf. 平井宜雄『損害賠償法の構造』(1971年・東京大学出版会)385～389・389～416頁

∴ 過失判断で諸事情を考慮することは可能である

ともあれ、

差止請求の成否にあまり意味がなく、  
損害賠償請求に関しては、反対説でも、過失判断において調整が可能だとすれば、理論レベルでおおきな差異はない

そもそも、大合議も出た以上、これを否定する最高裁判決でも現れない限り、裁判例は権利行使一環説で運用されるものと思われる

⇒ 特に実務的に肝要なことは、いかなる場合に責任が否定されるのかという具体的な当てはめ

# 権利行使一環説の具体的な適用

## 具体的な適用の基準に関する分析

瀬川信久「知的財産権の侵害警告と正当な権利行使(再論)」田村善之編『新世代知的財産法政策学の創成』(2008年・有斐閣)

### 裁判例の基準は一貫していると説明する

- ✓ 本人への問い合わせ⇒取引先への警告⇒本案訴訟提起という手順に従っている場合には権利行使の一環として許されるが
- ✓ いきなり取引先に警告したり、本案訴訟を予定することなく警告すると、権利行使の一環と評価されることはない
- ✓ また・・・弁護士料を請求する場合には賠償が認められやすいが、営業停止による逸失利益を請求する場合には賠償が認められにくい

# 権利行使一環説の具体的適用のまとめ

## 田村善之『不正競争法概説』(第3版・執筆中)

- ✓ 紛争の内容に対して誤解を与えることのない内容の警告書を、
- ✓ 侵害製品の製造業者か流通業者であって侵害訴訟を提起するに値する相手に対して送付しており、
- ✓ 紛争の経緯等に鑑みて特許権侵害の成立を疑うべき事情が認められない場合には、

正当な権利行使の一環として不正競争行為該当性が否定される

①告知行為が情報を正確に伝えるものであるということが、正当な権利行使の一環と評価される方向に斟酌される

告知行為が類似点を指摘するとともに概要その他に限られていることを斟酌する判決(東京地判平成16.1.28判時1847号60頁[携帯接楽])

仮処分を申し立てたという事実をウェブ上に掲載する行為は、仮処分申立てが直ちに認容されると信じさせるものではないから、特段の事情がない限り、違法性が否定する判決がある(仮処分申立ては口実にすぎず、専ら加害目的で相手方の信用を害する事実を公表する目的であったなどの特段の事情がある場合には別論としつつ、大阪地判平成17・10・31平成16(ワ)9743[遊技機])



②警告の相手方が製品の製造業者であるなど(知財高裁平成23・2・24平成22(ネ)10074[雄ねじ部品])、技術的に特許権侵害の成否を判断する能力がある場合であるとか、製造業者ではないが、最終ユーザーではなく、流通業者として製品を販売しており、その拡布につとめている者である場合にはこれらの事情が、正当な権利行使の一環であるとされる方向に斟酌される

⇒警告が訴訟という権利行使に至るプロセスの過程でなされたことを重視

相手方が世界有数の大企業であり特許権侵害訴訟に対処する能力, 経験を有している場合 (前掲東京地判[磁気信号記録用金属粉末], 東京高判平14・8・29判時1807号128 頁[同])

単に流通に関わるだけの者ではなく問題の製品を用いてビデオテープを製造販売している者である場合(前掲東京地判[磁気信号記録用金属粉末], 前掲東京高判[同]))

相手方が弱小企業ではなく成長著しい企業である場合(東京地判平成16・8・31判時1876号136 頁[情報処理装置及び情報処理方法])

大手の流通業者である場合(前掲東京地判 [携帯接楽])

その際には...

警告の相手方が訴訟の相手方になることが想定できる立場の者であったり(現に特許権者は相手方に対し米国で訴訟を提起していたことを斟酌して, 前掲東京地判[磁気信号記録用金属粉末], 前掲東京高判[同])),

現に、仮処分を申し立てている者であること(前掲東京地判[情報処理装置及び情報処理方法])

が、正当性を肯定する方向に斟酌される

③交渉の経緯や警告に至るまでの過程が、権利行使の一環として認めるべき方向に斟酌される

警告に至るまでの経緯として、特許権者は和解による解決を図ったが相手方は直接議論に応じなかった（前掲東京地判[磁気信号記録用金属粉末]，前掲東京高判[同]）

相手方が特許権に抵触しないと主張して交渉を拒絶したため法的手段をとらざるを得なかった（前掲東京地判[情報処理装置及び情報処理方法]）

特許権者から本件特許権を侵害している旨の警告を受けた被疑侵害者が、自ら先手を打って自己の取引先に問題の製品は特許権を侵害せず、特許は無効理由を有するという文書を配布したために、それに応じて特許権者が取引先に対して問題の警告文を送付したという事情が認められる場合にも、責任を否定する判決がある

(問題の文書の配布に先立ち、全国紙において、被疑侵害者が特許権者に対して特許権を侵害していないことの確認を求める訴訟を提起した旨の記事が掲載されたことをも斟酌して、取引先は、これらの予備知識を前提として、問題の製品が特許権を侵害していると解するとまではいえないという理由付けの下、「虚偽の事実」該当性を否定する判決であるが、大阪地判平成19・3・20平成18(ワ)15425[害虫防除装置])

④ 裁判例のなかには、侵害と解したことに根拠がないとはいえないことを違法性を否定する方向に斟酌するものがある

意匠権は侵害していないが、通知書送付の3カ月余り後に登録された特許権侵害が肯定されたという事案で、違法性を否定(知財高判平成25.2.1判時2179号36頁[ごみ貯蔵機器])

無効理由が進歩性であり、くわえて、不正競争防止法2条1項14号にかかる本件訴訟において原告が無効の決め手となった引例に基づく進歩性欠如を主張したのは訴訟提起後5カ月を経てからであったこと(無効理由の存在を知ることが困難であったことを推測させる)などを斟酌して、本件特許の無効理由は警告文を送付した時点で明らかなものではなく、新規性欠如といった明確なものでもなかったということを理由に、本件告知行為は社会通年上著しく不相当であり権利行使の範囲を逸脱するとまではいえないとする判決がある(知財高裁平成23・2・24平成22(ネ)10074[雄ねじ部品])  
⇒ 判旨自身、以上によれば少なくとも故意過失がないと結んでおり、過失判断を論じているように読める

(もともと、後述するように、多くの裁判例は、この種の事情を過失の問題として処理している)

逆に・・・

これらの正当な権利行使の一環であるということを否定する方向に斟酌される事情とは反対の方向の事情がある場合には、正当性が否定されることになる



① 警告の内容が不正確に情報を伝えるものであるという事情は、正当性を否定する方向に斟酌される

∴ 警告に紛争解決に向けての交渉を促進する機能を期待できない

どの製品がどの特許権を侵害しているのかを明らかにしてほしい旨を依頼されたにも関わらず、自己が有する40個の特許権を掲げるに止まる場合(東京地判平成18・3・24判時2028号125頁[アクティブマトリクス型表示装置])

第三者に警告する際に、特許公報ではなく、技術的範囲が広く記載されていた公開公報を送付した場合(大阪地判平成17・9・22判時1935号148頁[レンジフードのフィルタ装置])

特許権が方法の特許であり、原告の仕入元の訴外会社の実施している方法とは異なるにも関わらず、被告の輸入元の会社が「特許を保有し韓国で唯一バイオセリシン石鹼を生産しているメーカー」であって、原告の扱っている製品は「偽物」とであると断ずる文書を原告の取引先である卸売業者2社に送付した場合(大阪地判平成17・9・26平成16(ワ)12713他[バイオセリシン])

② 警告の送付先が、技術的判断能力のないユーザーであるという事情も、正当性を否定する方向に斟酌される(前掲東京地判[アクティブマトリクス型表示装置]、不法行為該当性を肯定したが、知財高判平成19.10.31判時2028号103頁[同])

∴ 製品のユーザーではなく製造業者に対して訴訟を提起するのが本筋であり、その事実を公表するのであればともかく、いきなり判断力に乏しいユーザーの業者に対して警告という自力救済に訴えるのは正当とはいいがたい

被疑侵害者を業界における競業者としてライバル視しており、被疑侵害者との交渉過程で間接侵害の規定に基づき被疑侵害者のみを相手取れば足りるとの回答を得ていたにも関わらず、問題の設備を導入するか否かを検討していたに止まり、技術的に特許権侵害の成否を判断する能力がない取引先に侵害警告を送付したという事情を、「信用を毀損し、当該取引先との取引ないし市場での競争において優位に立つことを目的としてされたもの」であることを肯定する方向に斟酌（本件特許に無効事由があることが明らかであることをも斟酌しつつ、東京地判平成14・12・12判時1824号94頁 [洗い米の製造方法]）

問題の製剤の取扱いの有無に関わらず、医薬品関係者に対して網羅的に警告した場合には、「訴訟提起の前提としての事前の真摯な紛争解決探求行為」と認めることはできない（大阪地判平成19・2・15平成17(ワ)2535[生理活性物質測定法Ⅲ]）

その際には、実際には警告先に対して訴訟を提起しなかったという事情は、正当性を否定する方向に斟酌される(製造業者に対しても訴訟を提起していないという事案で、東京地判平成17・12・13判時1944号139頁[動く手すり])

もっとも、前述したように、製造業者ではなくその取引先に対して警告した事例でも、取引先自身が(ユーザーではなく)当該製品を販売する者である場合には、そのような事情が正当な権利行使とされる方向に斟酌されることに注意する必要がある

### ③警告に至るまでの紛争の経緯も重視される

原告が特許権者に、原告製品が特許権を侵害するものではないことを詳細に説明し、再度、取引先に警告文を送付しないように指摘したにも関わらず、同様の文書の特許権者ととともに独占販売権者である被告が送付した場合には責任が肯定される(前掲東京地判[動く手すり]、知的財高判平成18・6・26平成18(ネ)10005[同])

本件特許権につき無効審決が下されたにも関わらず、その後、警告文を送付した場合にも、審決取消訴訟において無効審決が取り消され無効が否定されると考えうる合理的な根拠がない限り、責任が肯定される(東京地判平成18・7・6判時1951号106頁[養魚飼料添加物])

実用新案権につき進歩性がないとの技術評価書を提示することなく取引先に警告をなした場合も同様である(大阪地判平成27.3.26判時2271号113頁[安定高座椅子])

④ 無効理由が容易に認識しうるものであったことを斟酌する裁判例もある

「違法性」と「過失」双方の問題としつつ、東京地判平成29.2.17平成26(ワ)8922[歯列矯正ブラケット])

(もともと、後述するように、多くの裁判例は、この種の事情を過失の問題として処理している)

# 過失の成否に関する裁判例の 判断基準



# 過失の成否を論じる裁判例

権利行使一環説が席捲するようになってからも、過失の成否のところでは諸事情を勘案する裁判例も少なくない

(この点に関する裁判例に大きな変化が認められないので、以下の紹介では、権利行使一環説の登場前の裁判例も適宜、参酌する)

特許権等を侵害しているという虚偽の事実を告知した以上、そのように信じたことについて相応の説明がなされない限り、原則として過失が肯定されるというべきである

∴ 過失が否定されるのは、

相応のプロセスで調査がなされており、

警告等の対象が侵害であり、特許が無効となるものではないと信じたことがやむをえない場合に限られる

## プロセス的な吟味①: 調査の必要性

侵害の成否につき警告前に予め調査をなしていない場合には過失が認められるのが当然といえる(大阪地判平成19.2.8平成17(ワ)2668 [印鑑基材]、別件の差止請求権不存在確認訴訟において技術的範囲に属さないことを争わなかったという事情も斟酌しつつ、東京地判平成16.3.15判時1871号113 頁[有機性物質を含む排水の処理方法])

## プロセス的な吟味②: 弁理士・弁護士への相談

弁理士(大阪地判昭60・5・29判時1174号134頁[アルバム台紙]  
、名古屋地判平5・2・7判不競1250ノ172ノ142頁[ペーパーコア]  
、知的財高判平成18.6.26平成18(ネ)10005[動く手すり])  
弁護士(大阪地判平2・10・9判不競1250ノ172ノ11頁[ゴールドプ  
ラズマ]、大阪地判平13・9・25判不競1250ノ172ノ490頁[Q N's  
MODE])

に相談したというだけでは、一般に過失が否定されることはない

むしろ、肝要なことは、真実、判断が困難であったかということである

## プロセス的な吟味③: 公的な判断

裁判所の判断を信頼した場合に過失を否定する判決  
(別件訴訟における商品等表示該当性等に関する判決につき、知財高判平成29.2.23平成28(ネ)10009[吸水パイプ])

特許庁の判定を信頼した場合に過失を否定する判決(大阪地判昭和53.12.19無体集10巻2号617頁[ビニールレーン])を信頼した場合に過失を否定する判決もあるが、

逆に、特許庁の判定に基づいていたとしても、取引先に執拗かつ広汎に警告に及んだことを斟酌して、結局、過失を否定しなかった判決(知財高判平成25.8.28平成25(ネ)10018[繰り出し容器])もある

## 実体的な困難①: 技術的範囲の属否

技術的範囲に属しないことを理由に侵害が否定された場合には、特許請求範囲と被疑侵害物件の対比を誤ったに過ぎないから、無効とされたり先使用が認められたりしたために侵害が否定された場合に比すれば、相対的に、過失を否定しにくいように思われる(肯定例として、不法行為と構成しつつ、東京地判平成14.4.24平成11(ワ)6249[木造家屋の外壁下地構造])

しかし、権利範囲に関する判断を誤った場合であっても、特許庁の技術的範囲についての判定を信頼した結果、警告に及んだという事情が認められる場合には過失が否定されることがある(大阪地判昭和53.12.19無体集10巻2号617頁[ビニールレーン])

このほか、周知の商品等表示該当性(知財高判平成29.2.23平成28(ネ)10009[吸水パイプ])、商品等表示の類似性(東京地判平成4.4.27知裁集24巻1号230頁[測定顕微鏡])、商標の類似性(大阪地判平成13.10.25判不競1250ノ172ノ499頁[スマイルマーク])の判断に関して過失を否定した判決がある

## 実体的な困難②：無効・先使用等

技術的範囲に属するが、無効とされたり、先使用が理由となって侵害が否定された場合には、公知例や相手方の実施を知らないことや、困難な進歩性の判断を誤ったりしたことが原因だったりすることがあり、相対的には過失を否定しやすいことが多いといえよう

## 過失否定例

進歩性の欠如を理由として無効とされた場合に、公知資料を知らなかったことを斟酌(大阪地判平成12.1.20平成10(ワ)10756[ガスセンサ])

技術的範囲には属していることを斟酌(知財高判平成19.5.15平成17(ネ)10119[レンジフードのフィルタ装置]、知財高判平成23.2.24判時2138号107頁[雄ねじ部品])

訂正をなしても顕著な作用効果を奏さない部分があることを認識することが困難であったことを斟酌(東京地判平成24.5.29平成22(ワ)5719[有機エレクトロルミネッセンス素子])

特許権の技術的範囲には属するが、先使用の抗弁が容れられて侵害が否定されたという事案で、特許権者が警告をした製品は製造元をうかがわせる記載がないままに販売されていたこと等を斟酌(広島地福山支判平7・1・18判例工業所有権法[2期版]2037の20頁[編手袋])



## 実体的な困難③：法解釈の誤り

法解釈の誤りに関しても、過失が否定されるかが争われることがある。関連裁判例もほとんどなく、学説でも議論が始まったばかりというような最先端の論点に関しては、当該裁判所と判断を異にしていたとしても過失が否定されることがある

## 過失否定例

FRAND宣言をなした特許権者による差止請求権の行使の可否につき、地裁の裁判例はあるが本件に対する具体的な当てはめの予測は困難であり、差止請求が権利濫用となるとする法的見解が確立していなかったことを理由に、過失を否定する判決(知財高決平成26.5.16判時2224号146頁[移動通信システムにおける予め設定された長さインジケータを用いてパケットデータを送受信する方法及び装置])

ウェブサイト上で商品を紹介した際にリンク先に侵害製品が掲載されていた場合に、特許法上の「譲渡の申出」をなしたといえるかということについて否定説をとりつつも、「譲渡の申出」と理解したとしても無理からないとして過失を否定する判決(知財高判平成28.2.9平成27(ネ)10109[発光ダイオードⅡ])

## 過失肯定例

しかし、単に別異に解する裁判例があったという程度では過失が否定されることはない

物を生産する方法の発明ではない方法発明(測定法)の特許権の効力が、当該測定法を経由しない限り製造できない物にまで及ぶのかということに関する法的な解釈を誤った点に関する過失の有無が問われた事件で、当事者が関与した別件で、いったん効力が及ぶことを認める控訴審判決が下されたのち、上告審で覆ったという事情があったが、上告審の解釈のほうが条文の理解として素直であること等を理由に、過失を肯定した判決(大阪地判平成19.2.15平成17(ワ)2535[生理活性物質測定法Ⅲ])

## 5. 仮処分の申立てに関し厳格責任を緩和する動向

仮処分申立てに関する過失を否定する裁判例が登場  
大阪地判平成16.1.20平成15(ワ)6256[採光窓付き鋼製ドアの製造方法]

特許権に基づく差止請求権を被保全権利とする本件仮処分命令が発令され、その執行がなされた後に、本件特許を無効とする審決が確定

進歩性欠如に関する基礎資料の探索収集、無効理由の具体的構成、容易推考性の検討等の点で、本件無効理由に関する主張立証は、原告側にとっては相当の困難を伴うものであったというべきであり、

これを被告側から見れば、特許が有効であると信ずるについて相応の根拠があったというべきであることを理由に原告の損害賠償請求を棄却

さらに文言上も、不当な本案訴訟に関する判例を引用しつつ、仮処分の申立てについても同じ基準を採用し、不法行為該当性を否定する判決が登場

著作権侵害にも基づく仮処分の申し立てに関し、東京地判平成16.1.28平成15 (ワ)5020[携帯万能8]

## (参考)間接強制金の取扱い

最判平成21.4.24民集63巻4号765頁

「仮処分命令における保全すべき権利が、本案訴訟の判決において、当該仮処分命令の発令時から存在しなかったものと判断され、このことが事情の変更に当たるとして当該仮処分命令を取り消す旨の決定が確定した場合には、当該仮処分命令を受けた債務者は、その保全執行としてされた間接強制決定に基づき取立てられた金銭につき、債権者に対して不当利得返還請求をすることができる。その理由は、次のとおりである。

間接強制は、債務の履行をしない債務者に対し、一定の額の金銭(以下「間接強制金」という。)を支払うよう命ずることにより、債務の履行を確保しようとするものであって、債務名義に表示された債務の履行を確保するための手段である。そうすると、保全執行の債務名義となった仮処分命令における保全すべき権利が、本案訴訟の判決において当該仮処分命令の発令時から存在しなかったものと判断され、これが事情の変更に当たるとして当該仮処分命令を取り消す旨の決定が確定した場合には、当該仮処分命令に基づく間接強制決定は、履行を確保すべき債務が存しないのに発せられたものであったことが明らかであるから、債権者に交付された間接強制金は法律上の原因を欠いた不当利得に当たるものというべきである。」

## 事案

商標権を相続させる遺産分割協議に対して、それが無効であることを前提に遺留分減殺請求によって商標権の持ち分を取得したと主張するYが、この持分権を被保全権利とする、Xに対して商標権の処分禁止の仮処分命令を得た

Xは仮処分命令に従わなかったYから9305万円の間接強制金の支払いを受けた

その後、本案訴訟で遺産分割協議は有効であり、Xは当初から被保全権利を有していないとしてXの請求を棄却する判決がなされた(確定したもよう)

Xは、この本案判決が言い渡されたことを理由に、本件仮処分命令の事情変更による取消しを申立て、取消決定を受けた

←事案を異にするが、保全取消がなくとも不当利得返還請求が可能ではないか(笠井正俊[判批]速報判例解説5号(2009年)



## 5. 本案訴訟の提起に関しても同様の処理を志向する理論を示す判決の登場

知財高判平成19.10.31判タ1279号284頁[アクティブマトリクス型表示装置](飯村敏明裁判長)

特許権者Yは液晶ディスプレイ等にかかる特許権の権利行使を主たる業務とする日本の会社

Xは、液晶パネル等の製造、販売を主たる業務とする台湾企業

[仮処分の申立て]

Yは、Xが製造する液晶テレビ用のモジュールが組み込まれた訴外会社の製造にかかる液晶テレビを仕入れて販売していた西友を相手方として、液晶テレビの販売禁止等の仮処分を申し立てた

⇒ 西友は、本件仮処分申立てをうけて本件製品の販売を停止し、本件製品の在庫全てを訴外会社に返品

[記者発表]

Yは、さらに本件仮処分申立ての事実、申立内容、事実的主張、法律的主張を説明するために、報道機関への発表を行った 146

東京地判平成18.3.24平成17(ワ)3089[アクティブマトリクス型表示装置]

本件特許は無効とされるべきものと判断

[仮処分申立て] ⇒ 不正競争防止法2条1項14号に該当

∵ 仮処分の申立て → 西友への送達 = 「告知」

[記者発表] ⇒ 不正競争防止法2条1項14号(当時)に該当

# 知財高判平成19.10.31判タ1279号284頁[アクティブマトリクス型表示装置]

[仮処分の申立て]

告知があったとは認められない

∴不正競争防止法2条1項14号には該当しない

しかし、不法行為該当性を肯定

その際、仮処分申立てに関する昭和43年判決ではなく、本案訴訟提起に関する昭和63年判決を引用

さらにその当てはめに際しては、従来、2条1項14号該当性を判断する際に権利行使一環説が採用していた基準を用いて不法行為該当性を肯定

[記者発表]

虚偽の事実の告知ではなく、2条1項14号に該当しない

しかし、上記の基準と同じ基準により不法行為該当性を肯定<sup>48</sup>

## 本案訴訟提起に関する昭和63年最判を引用

「紛争の当事者が当該紛争の解決を裁判所に求め得ることは法治国家の根幹にかかわる重要な事柄であるから、裁判を受ける権利は最大限尊重されなければならない、訴えの提起について不法行為の成否を判断するに当たっては、いやしくも裁判制度の利用を不当に制限する結果とならないよう慎重な配慮が必要である。したがって、法的紛争の解決を求めて訴えを提起することは、原則として正当な行為であって、不法行為を構成することはない。しかし、提訴者が当該訴訟において主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものである上、同人がそのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たのにあえて提起したなど、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠く場合には、違法な行為として不法行為を構成するというべきである（昭和63年最高裁判決の趣旨）」

## 昭和63年最判が仮処分の申立てにも妥当する旨を説く

「この理は仮処分の申立てにおいても異なることはなく、債権者がその主張する権利又は法律関係が事實的、法律的根拠を欠くことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たのに、あえて販売禁止等の仮処分の申し立てた場合には、同仮処分の申立ては違法な行為として不法行為を構成すると解すべきである」

「また、当該仮処分申立てにおいて、債権者の主張した権利又は法律関係が、事實的、法律的根拠を欠くものであることを、通常人であれば容易に知り得たものとまでいえない場合であっても、権利の行使に藉口して、競業者の取引先を相手方とする仮処分申立てがされたような事情が認められる場合には、同仮処分の申立ては違法な行為として不法行為を構成するというべきである」

具体的な当てはめの場面では、信用毀損行為に関し権利行使一環説が採用していた基準を適用し不法行為該当性を肯定

「被告が本件仮処分申立て前に、本件特許明細書の記載を検討すれば、...また、通常必要とされる事実調査を行えば、本件特許権に進歩性欠如の無効理由が存在することも容易に知り得たものというべきである」

「そして、...原告のどの製品が...被告の有するどの特許権をどのように侵害しているか何ら指摘することなく、ライセンス契約を締結するよう求めていた...被告の交渉の態度、...等の諸事情を総合すれば、...被告がした本件仮処分申立ては、専ら自己の有する複数の特許権を背景に...原告に圧力をかけ、...被告に有利な内容の包括的なライセンス契約を締結させるための手段として、行われたものと認められる。すなわち、本件仮処分申立ては、特許権侵害に基づく権利行使という外形を装っているものの、...原告の取引先に対する信用を毀損し、契約締結上優位に立つこと等を目的とした行為であり、著しく相当性を欠くものと認められる」

## 仮処分の申立てについて、信用毀損行為該当性を否定

「仮処分の申立てが権利者が義務者に対して権利を実現するために設けられた仮の救済制度であって、かかる救済制度の利用及びこれに当然随伴する行為を差止めることは不競法の予定するところではない点に鑑みれば、特許権侵害等を理由とする差止の仮処分など仮の地位を定める仮処分の申立てに伴って、申立書の内容を相手方に知らしめることを、不競法2条1項14号所定の告知行為であるとすることはできない。」



# 記者発表につき虚偽の事実の告知・流布を否定し、信用毀損行為該当性を否定

「...被告は、本件記者発表により、本件仮処分申立ての事実や本件仮処分事件における自己の申立内容や事実的主張、法律的主張の内容を説明したものであり、その公表自体について、虚偽の事実を告知・流布したものと評価することはできない。」

仮処分申立てと同様に、信用毀損行為に関する権利行使一環説が採用していた基準を適用し不法行為該当性を肯定

「...本件記者発表は、上記の本件仮処分申立てに続いて直ちに実施されていることに照らすならば、新聞記者らに告知した事項を掲載した記事が作成され、報道されることにより、本件製品の需要者を含む一般の読者に、本件製品が本件特許権を侵害しているかのような印象を与える蓋然性が高く、そのような報道がされた場合、量販店であれば、販売を中止せざるを得ない状況となる。

そうすると、本件記者発表は、本件製品が本件特許権を侵害しているかのような事実を広く世間に知らしめることにより、...原告に圧力をかけ、...被告に有利な内容の包括的なライセンス契約を締結させる手段として用いられたものといえることができ、正当な権利行使の一環としてされたものとは到底いえない本件仮処分申立てと同様に、著しく相当性を欠く」

## 知財高判[アクティブマトリクス型表示装置]の評価

①仮処分申立てと本案訴訟提起に関する不法行為該当性の基準を統一

背景事情＝ 仮処分の本案化現象

特許権侵害を理由とする仮処分の申立ては満足的仮処分に近いので、審訊を行うなど、慎重な手続きで行われる

本案訴訟と同時進行する場合もある

∴ 仮処分の申立てと本案訴訟を区別する理由に乏しいのではないか

昭和43年最判との整合性は? ⇐ 仮処分命令にいたっている場合の判例法理としてその射程を限定すれば足りる

## 知財高判[アクティブマトリクス型表示装置]の評価

②記者発表につき虚偽の事実該当しないことを理由に信用毀損行為該当性を否定し、不法行為で処理

⇒ 侵害警告も同様に信用毀損行為該当性を否定する趣旨?

そうだとすると、侵害警告も不法行為で処理されることになる

不法行為で処理するので、差止請求は困難だが、無効と判断されたり、保護範囲外と判断された場合に、再度、警告をする場合がどれほどあるか不明  
かりに警告されたとしても、損害賠償を覚悟しなければならない  
∴ 抑止力としては損害賠償でも足りる?

もともと...

知財高大合議判平成25.2.1判時2179号36頁[ごみ貯蔵機器](飯村敏明裁判長)により、侵害警告については信用毀損行為の枠組みで、権利行使一環説により処理されることが確認された

知財高判[アクティブマトリクス型表示装置]の評価

③不法行為該当性の判断に関し、権利行使一環説の基準を採用

事案としては仮処分申立てに関するが、本案訴訟の提起に関する昭和63年最判を援用しつつ、しかも下級審の裁判例の一般的傾向と異なり、不法行為責任を肯定

⇒ 侵害警告、仮処分申立て、本案訴訟提起の全てに権利行使一環説の基準を適用する趣旨か?

昭和63年最判の文言自体は柔軟であり、射程内でとれないわけではない解釈

## その後の裁判例

東京地判平成26.1.30平成23(ワ)38799[発光ダイオード]、知財高判平成29.1.18平成26(ネ)10032[同]

本案訴訟の提起について、訴状によって原告の製造販売する製品が特許権を侵害するとの旨を伝達したとしても、裁判制度の利用とこれに当然に随伴する行為を差し止めることは不正競争防止法の予定するところではないこと等を理由に、本号の告知等には該当しないとする

訴状の送達自体は、信用毀損行為から外し、不法行為該当性に持ち込む点では同じ

ただし、事案と無関係であったために、記者発表や警告についても不法行為該当性の問題とするか否かは不明

## 6. 結び

# [従前の裁判例] 三分説

知的財産権侵害がなかった場合  
(保護範囲外or権利が無効等)

侵害警告 = 差止請求: 厳格責任  
損害賠償請求・緩和責任(過失責任)

仮処分申立て = 厳格責任(過失推定)

本案訴訟の提起 = 原則責任否定



# [近時の裁判例] 合一化傾向?

知的財産権侵害がなかった場合  
(保護範囲外or権利が無効等)

侵害警告 = 緩和責任(権利行使一環説(正当行使説))

仮処分申立て = 緩和責任?

本案訴訟の提起 = 原則責任否定の揺らぎ?